

2020年4月

処遇改善加算に対応した処遇改善の実施事項

特定非営利活動法人福岡地域福祉サービス協会

2009年から2019年度までに実施した処遇改善事項は以下のとおりです。なお、定期昇給をのぞき2020年度に新たな実施する項目はありません。

記

- ① 正職員及び短時間雇用職員の定期昇給。昇給額は個別に通知します。
- ② 正職員・準職員の職種別給与体系の整備と改善、基本給増額。（初任給及び定期昇給額増額、資格取得による号俸加算）
- ③ 無資格含む介護職員の正職員雇用のための給与表の新設及び資格段階に応じた号俸設定（資格取得に伴う昇給）
- ④ 組織機構及び役職の整備と手当の改善（役職手当・サ責手当等の新設・増額、家族手当の新設）
- ⑤ 準職員の一部一時金支給率の改善
- ⑥ 短時間雇用職員の定期昇給実施、時給改定及び資格に応じた時給設定
- ⑦ 短時間雇用職員、登録ヘルパーへの一時金の支給
- ⑧ 介護福祉士、看護師の短時間雇用職員時給の改定
- ⑨ 準職員の正職員採用、
- ⑩ パート職員の正職員採用
- ⑪ 登録ヘルパーの時給改定・増額、時間割増の実施
- ⑫ 登録ヘルパーの年休付与及び社会保険加入
- ⑬ 登録ヘルパーの介護福祉士手当の支給・増額
- ⑭ 休日制度の改定と週休2日制（年間休日制）の全法的な移行
- ⑮ 退職金制度の改定、支給基準の改善（増額）

以上